

# 原油価格高騰緩和対策支援事業補助金

補助対象者	町内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者又は個人事業主
補助対象経費	公共料金（電気料金、ガス料金、燃料費） ※令和4年9月1日から令和4年12月31日までの間に支払った町内事業所の公共料金
補助金額	補助率：補助対象経費の1/2 ※1ヶ月あたり1万円を限度額とします ※補助額上限 4万円
申請期間	令和4年9月1日から令和5年2月10日まで ※申請は1事業者につき1件を限度とします
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原油価格高騰緩和対策支援事業補助金交付申請書に必要書類を添付の上申請書を提出してください</li><li>• 申請書類は養老町公式ホームページからダウンロード、もしくは養老町産業観光課の窓口でお受け取りいただけます</li></ul>



◆お問合せ先◆

養老町役場 産業建設部 産業観光課

所在地：〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地

電話番号：0584-32-1108 e-mail:09sangyo@town.yoro.gifu.jp